



素点17.5
偏差51.63

第1問 答案用紙<1>
(租税法)

問題1

問1

B社による無償による資産の譲渡があったときの
価額600万円を益金の額に算入する。

(法人税法22条の2第4項、22条2項)

問2

B社が受益者に該当するため、当該信託財産に1/10
の受益権を行使し、B社に帰属する。

(法人税法12条1項)

問3

債務の免除について債務残高の金額500万円は法人からの
贈与に該当するため、一時所得の総収入金額とする。

(所得税法34条1項、36条1項)

問4

課税資産の譲渡等に係る売却金について、更生計画認可の
決定により債権の圧搾があったため、売却金の税価額500
万円に係る消費税等の合計額を課税標準額に対する消費税額
から控除する。

(消費税法39条1項)



第1問 答案用紙<2>
(租税法)

問題2

番号	○×欄	記述欄
①	X	<p>法人格のない社団に当たり、アニコン社上の使用を、収益事業として行っているため、損金算入の対象となる。 (法人税法4条)</p>
②	X	<p>C社は、A社の外国子会社にあたるため、益金不算入の対象となり、B社に帰属する外国源泉税等の額は、損金へ額に入らない。 (法人税法39条の2、23条の2第1項)</p>
③	X	<p>譲渡制限が解除されているものの、事前確定拠出給付の届出書を適法に届け出ていないため、損金へ額に算入されない。(法人税法22条第2号、54条第1項、34条第1項第1号)</p>
④	X	<p>Pは、電子陶器窯工事業の用に供しているため、雑損控除は適用されない。 (所得税法7条1項)</p>
⑤	X	<p>課税標準には含まれない。 (消費税法24条1項)</p>

評	点



0 6 1 1 0 1

素点35
偏差55.5

第2問 答案用紙<1> (租税法)

問題1

当期純利益の金額

(単位：円)

.....

(減価償却資産についての申告調整)

器具備品A

加算すべき金額

減算すべき金額

, ,

, 17,818

器具備品B

1,925,000

, ,

ソフトウェアC

, , 0

, ,

機械装置D

, 49,922

, ,

(外国通貨についての申告調整)

, ,

, 19,400

(有価証券についての申告調整)

E社株式

170,000,000

, ,

F社株式

, , 0

, ,

G社株式

, ,

2,000,000

(棚卸資産についての申告調整)

, ,

1,800,000

(貸倒引当金についての申告調整)

H社に対する貸付金

, , 0

, ,

H社に対する貸付金以外の債権

6,110,000

, ,



第2問 答案用紙<2>
(租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
✓ (寄附金についての申告調整)	10,481,250	
✓ (役員退職慰労金についての申告調整)		22,999,999
(租税公課についての申告調整)		
○ [資料] 9. の(2)及び(3)について		30,584,000
○ [資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	
○ [資料] 9. の(6)について	2,497,000	
○ [資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
✓ [資料] 10. の(1)について	3,180,000	
✓ [資料] 10. の(2)について	5,500,000	
○ (欠損金についての申告調整)		190,000,000
(その他の申告調整)
所得金額	



第2問 答案用紙<3>
(租税法)

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

- (1) 事業所得の総収入金額
- (2) 事業所得の必要経費の金額

10,600,000

2,632,300

[問] 2.

- (1) 退職所得の金額
- (2) 給与所得の金額
- (3) 一時所得の金額
- (4) 雑所得の金額

6,650,000

4,120,000

950,000

270,000

[問] 3.

- (1) 扶養控除の金額
- (2) 雑損控除の金額
- (3) 生命保険料控除の金額

380,000

1,000,000

117,000

[問] 4.

- 丙の課税総所得金額

858,000



第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額

227,263,530

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

3,343,565,000

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

3,354,950,000

(4) 課税貨物に係る消費税額

156,000

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

197,051,400

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの

195,326,820

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの

223,080

(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

1,501,500

(9) 売上げの返還等対価に係る税額

1,025,700

(10) 貸倒れに係る税額

51,480

令和4年論文式租税法

評	点